

第56期

定時株主総会招集ご通知

日時｜2026年９月28日（月曜日）10時30分

場所｜ホテル青森　青森県青森市堤町1－1－23

青森サーモン

決議事項

第１号議案　剰余金配当の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

証券コード：2938

株式会社オカムラ食品工業



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第56期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。
当期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）は、昨年２月に公表した中期経営計画2030に基づき、国内養殖量の拡大と海外卸売事業売上の拡大を最重要課題として取り組んでまいりました。国内養殖量につきましては計画を下回ったものの、海外卸売事業は期待を上回る成長を遂げ、また魚卵価格の上昇を背景に魚卵の加工・販売を担う国内加工事業も順調に推移したことから、過去最高の売上高および営業利益を達成することができました。

本年は、ノルウェー産サーモンの供給増、魚卵原料の世界的な不足、飼料価格の高止まりなど、引き続き変化の大きい事業環境が見込まれます。このような状況のもと、当社は中期経営目標2030の達成に向け、国内養殖量の拡大と海外卸売事業の更なる成長に注力してまいります。国内養殖においては、水揚げ量増加の課題である中間養殖場のキャパシティ拡大に向け、秋田県の泊川中間養殖場の稼働、サケマス孵化場の活用、自治体および漁業協同組合との連携による新たな養殖拠点の開発を進めてまいります。また、海外卸売事業では、アジア地域の日本食需要の拡大を捉え、既存拠点の基盤整備を図るとともに、欧州初の拠点となるオランダ子会社を活用し、欧州市場での販路拡大にも取り組んでまいります。

これらの活動を通じて、サーモンを中心とした垂直統合型ビジネスモデルをさらに強化し、持続的な企業価値向上を目指してまいります。引き続き、株主の皆様の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年９月
代表取締役社長兼CEO 岡村恒一

証券コード　2938
2026年９月10日
（電子提供措置の開始日　2026年９月４日）

株 主 各 位

青森県青森市八重田一丁目６番11号
株式会社オカムラ食品工業
代表取締役社長　岡 村 恒 一

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://www.okamurashokuhin.co.jp

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2026年９月25日（金曜日）午後５時30分までに行使いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　**2026年９月28日（月曜日）　午前10時30分**
（受付　午前９時30分から）

2．場　　所　青森県青森市堤町１－１－２３
ホテル青森　３Ｆ　孔雀の間

3．目的事項　**報告事項**　１．第56期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第56期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項　**第１号議案　剰余金配当の件**
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

4．招集にあたっての決定事項
議決権行使書面において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

以　上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

（お願い）当日ご出席の際には、お手数ではございますが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎お土産のご用意はございません。
◎株主総会終了後、株主の皆様との懇親の場を設けておりますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限

2026年９月25日(金曜日)
午後５時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合

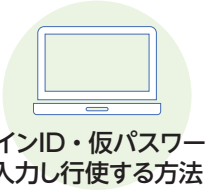


QRコードから行使する方法

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取り、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年９月25日(金曜日)
午後５時30分受付分まで



ログインID・仮パスワードを入力し行使する方法

https://evote.tr.mufg.jp/にアクセスのうえ、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年９月25日(金曜日)
午後５時30分受付分まで

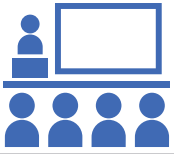
複数回行使された場合の議決権の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合
インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

＊インターネットにより議決権を行使された後、書面にて異なる内容の議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容が有効となりますので、行使内容を変更される場合は、改めてインターネットにより議決権を行使してください。
＊議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご記入・ご捺印は不要です）

＊代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様１名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時

2026年９月28日（月曜日） 午前10時30分

議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

行使期限
2026年９月25日(金曜日)
午後５時30分受付分まで

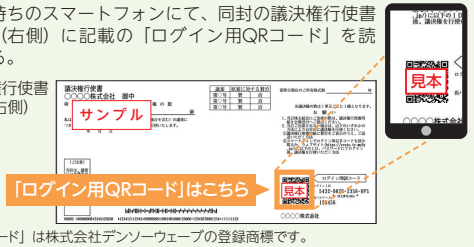
議決権行使書副票のQRコードから行使する方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

❶ QRコードを読み取り

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票(右側)



「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

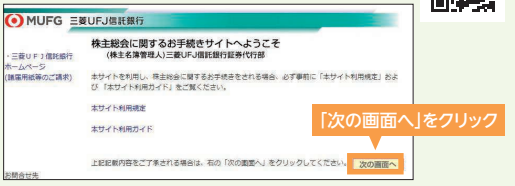


画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。

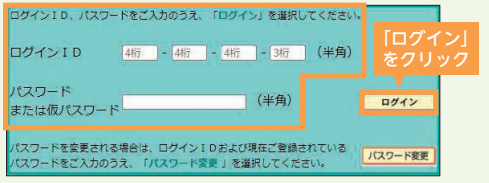
ログインID・仮パスワードを入力し行使する方法

❶ 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/



❷ お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

［システム等に関するお問合せ］
ヘルプデスク(三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部)
0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

インターネットによる「事前質問」受付のご案内

株主総会の開催に先立ち、インターネット上で株主の皆様からのご質問・ご意見をお受けいたします。

受付期間	2026年9月４日（金曜日）午前9時 ～2026年9月23日（水曜日）午後5時まで

ご質問・ご意見は、以下のサイトよりお寄せください。
株主番号の入力が必要となります。議決権行使書をお手元にご用意ください。

URL	https://q.srdb.jp/2938B/

事前質問受付にかかるご留意事項

- ご質問・ご意見はお一人様1回とさせていただきます。
- 株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定です。
- ご質問へ回答することをお約束するものではありません。また、回答できなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。

※事前質問のサイトに関するお問い合わせ先：kabu@takara-print.co.jp（当社委託先：宝印刷株式会社）
※平日午後5時以降、並びに土、日、祝日及び年末年始等の休業日中のお問い合わせに関しては翌営業日の回答になります。

第１号議案　剰余金配当の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、ある程度配当の継続性・安定性を考慮したうえで、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。

これにより、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

1 **配当財産の種類**

金　銭

2 **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**

当社普通株式１株につき　　4円

総　額　　201,241,040円

3 **剰余金の配当が効力を生じる日**

2026年９月29日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（３名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号			氏　名	現在の地位	当期開催の取締役会出席状況
1	再　任	男　性	岡村　恒一（おかむら　こういち）	代表取締役社長兼CEO	17回／17回
2	再　任	男　性	葉山　相基（はやま　そうき）	取締役兼COO	11回／11回
3	再　任	男　性	谷口　耕太（たにぐち　こうた）	取締役兼CFO	11回／11回

【参考】スキルマトリックス

	主な専門性とバックグラウンド（取締役に期待する知見・経験）							
	企業経営	国際経験	マーケティング・営業	製造・品質	財務・会計	人事・労務	法務・コンプライアンス	内部統制・ガバナンス
岡村　恒一	○	○	○	○				
葉山　相基	○	○	○	○				
谷口　耕太	○				○	○	○	○
阿部　　彰	○		○		○			
伊藤　史行						○	○	○
濱田　武士			○	○			○	
越田　公子	○	○			○			○
権藤　嘉江子	○	○	○		○			

候補者番号 1

再　任

男　性

岡村　恒一（おかむら　こういち）

1961年２月11日生



所有する当社株式の数
27,279,988株

取締役会への出席状況
17回／17回

取締役在任年数
37年6ヵ月(本株主総会終結時)

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1985年４月	鍋林株式会社入社
1987年４月	当社入社
1989年３月	当社取締役
1999年10月	当社代表取締役社長兼CEO（現任）
2021年９月	日本サーモンファーム株式会社取締役会長（現任）
2023年３月	酸ヶ湯温泉株式会社　社外取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。今後も、その経営全般にわたる豊富な経験と見識が当社グループの経営に欠かせないことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

再　任

男　性

葉山　相基（はやま　そうき）

1986年6月28日生



所有する当社株式の数
77,704株

取締役会への出席状況
11回／11回

取締役在任年数
1年（本株主総会終結時）

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2009年４月	株式会社JALUX入社
2013年１月	清水食材株式会社入社
2014年４月	オカムラトレーディング株式会社（現　当社）入社
2021年１月	当社執行役員兼東京事業本部長
2024年８月	当社執行役員COO兼東京事業本部長
2025年７月	当社執行役員COO兼東京事業本部長、青森事業本部長
2025年９月	当社取締役COO兼東京事業本部長、青森事業本部長
2026年８月	当社取締役COO兼青森事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において食品の加工販売に携わり、2021年より執行役員として、現在は取締役COOとして事業全般を担っております。これらの事業に関する経験と知見をもとに本年4月には欧州初の事業拠点を設立し、事業拡大を進めております。今後も取締役COOとして事業全般を成長させる牽引力に期待し、取締役候補者としております。

候補者番号
3

再　任

男　性

たにぐち　こうた
谷口　耕太

1977年10月26日生



所有する当社株式の数
61,892株

取締役会への出席状況
11回／11回

取締役在任年数
1年（本株主総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年12月	有限責任監査法人トーマツ入所
2017年12月	ナインシグマ・ホールディングス株式会社入社CFO
2019年３月	同社　取締役CFO
2020年５月	当社入社　経営企画部長
2024年８月	当社執行役員管理本部長
2025年９月	当社取締役CFO兼管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

公認会計士や他の事業会社での経験と知見を活かして、2024年より執行役員管理本部長として、現在は取締役CFOとして当社の管理部門全体を統括しております。今後も取締役CFOとして管理部門全般を成長させる牽引力に期待し、取締役候補者としております。

（注）１．岡村恒一氏の所有する当社株式の数には、同氏の資産管理会社である株式会社オカムラの所有する株式数を含めております。
２．岡村恒一氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
３．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
４．当社は、取締役全員と、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。本議案が原案どおり承認された場合は、当該補償契約を各氏と継続する予定であります。
５．当社は、当社取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により塡補することとしております。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は、2026年12月に更新される予定です。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役濱田武士氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号			氏　名		現在の地位	当期開催の取締役会出席状況	当期開催の監査等委員会出席状況
1	再　任	男　性	濱田　武士	（はまだ　たけし）	取締役監査等委員	17回／17回	13回／13回
2	新　任	女　性	権藤　嘉江子	（ごんどう　かえこ）	－	－回／－回	－回／－回

候補者番号
1

再　任

社　外

独立役員

男　性

濱田（はまだ）　武士（たけし）

1969年３月13日生



所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
17回／17回

監査等委員会への出席状況
13回／13回

取締役在任年数
３年6ヵ月（本株主総会終結時）

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

（学歴）

1999年３月	北海道大学大学院水産学研究科博士後期課程修了

（職歴）

1998年４月	日本学術振興会　特別研究員
2000年４月	水産経営技術研究所　研究員
2002年５月	東京水産大学水産学部　助手
2006年10月	東京海洋大学海洋科学部　助教授（後：准教授）
2016年４月	北海学園大学経済学部　教授（現任）
2018年６月	丸水札幌中央水産株式会社　社外取締役
2021年10月	マルスイホールディングス株式会社　社外取締役（現任）
2022年４月	北海学園大学開発研究所　所長
2023年４月	当社取締役監査等委員（現任）

（賞罰）

2001年５月	日本水産工学会　奨励賞
2011年５月	漁業経済学会　奨励賞
2013年５月	漁業経済学会　学会賞
2013年10月	日本協同組合学会　学術賞
2016年10月	日本協同組合学会　学術賞（共同研究）
2017年４月	水産ジャーナリストの会　大賞
2017年７月	辻静雄食文化財団　第８回辻静雄食文化賞

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

水産政策・水産経済を専門として、水産の現場を30年以上に亘って調査研究されてきました。その間、水産に関する審議会の委員を歴任され、水産に関する著書も多数出版されておられます。当社監査等委員に就任以降、その見地から、当社グループを取り巻く事業環境を見据えたうえで、客観的な視点から助言・指導をいただいております。引き続き、当社の経営に対する的確な助言・指導を期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 2

新　任

社　外

独立役員

女　性

権藤　嘉江子（ごんどう　かえこ）

1968年12月5日生



所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
－回／－回

監査等委員会への出席状況
－回／－回

取締役在任年数
－（本株主総会終結時）

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1991年４月	株式会社三菱銀行〔現 株式会社三菱UFJ銀行〕入行
1999年７月	ブルガリジャパン株式会社　入社
2002年２月	クリストフルジャパン株式会社　入社
2002年12月	LMVHファッショングループジャパン株式会社〔現　LVJグループ株式会社〕社長室長
2006年５月	LVJグループ株式会社　エミリオ・ブッチ　カンパニープレジデント&CEO
2013年11月	株式会社SONOKO　代表取締役社長
2018年４月	グラフィック・パッケージング・インターナショナル株式会社　代表取締役社長
2022年６月	理想科学工業株式会社　社外取締役（現任）
2023年10月	株式会社ホテルロッテ　社外取締役（現任）
2026年３月	公益財団法人きざはし　理事（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

様々なグローバル企業における、経営者、社外取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらを当社経営に活かし意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．候補者濱田武士氏、権藤嘉江子氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
３．濱田武士氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもちまして３年６ヵ月となります。
４．当社は、濱田武士氏と権藤嘉江子氏の両名と、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合には、当社は同契約を締結又は継続する予定であります。
５．当社は、濱田武士氏と権藤嘉江子氏の両名と、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。本議案が原案どおり承認された場合は、当該補償契約を締結又は継続する予定であります。
６．当社は、当社取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は、2026年12月に更新される予定です。

以　上

1 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの経営成績の状況の概要は次のとおりであります。

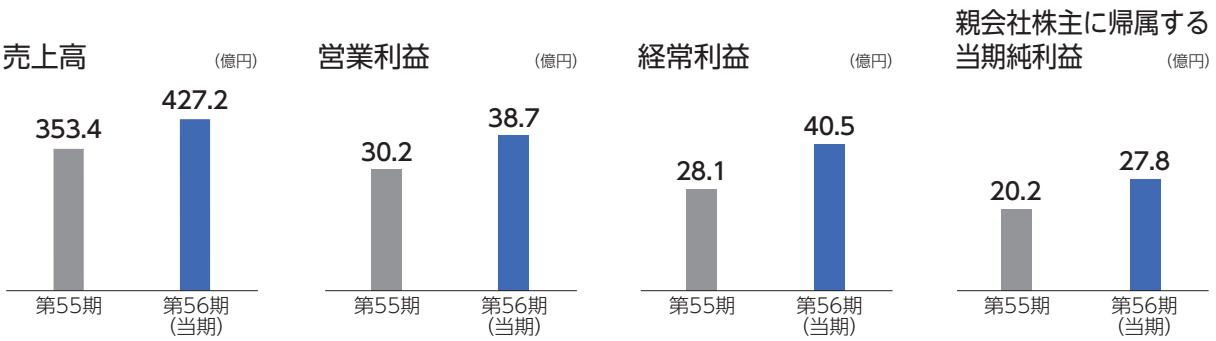
当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や輸出に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が続いているものの、中東情勢や金融資本市場の変動など、景気を下押しするリスクに留意が必要な状況となっています。一方で、当社グループの主な事業地域である東南アジアの経済環境は、内需外需に支えられ、概ね堅調に推移しました。

当社グループにおきましては、中期経営目標2030において、国内養殖量の拡大と海外卸売事業売上の拡大を最重要課題として位置付けています。当連結会計年度において、国内の養殖事業は、地方自治体との養殖場適地開発の協力強化や、中間養殖場及び新規バージ船の導入に向けた設備投資が順調に進みました。また、海外卸売事業については、東南アジア諸国の旺盛な経済需要を基に事業拡大傾向が継続しています。

当連結会計年度の業績につきましては、海外加工事業において販売価格の転嫁が追い付かず営業利益が減少したものの、国内加工事業の主力製品であるいくら製品について、市中の原料不足・市場供給量不足から想定を上回る販売単価で推移したことで販売額が増加し、全体としては概ね順調に推移したと捉えています。

経常利益については、外貨建債権の為替換算損益が営業外損益の大きなファクターになっています。当連結会計年度においては、これが前期比で621百万円プラスに作用しています（当連結会計年度は為替差益398百万円、前連結会計年度は為替差損222百万円）。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ7,380百万円増の42,726百万円（前期比120.9％）、営業利益は前連結会計年度に比べ851百万円増の3,873百万円（前期比128.2％）、経常利益は前連結会計年度に比べ1,240百万円増の4,056百万円（前期比144.1％）、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ762百万円増の2,782百万円（前期比137.7％）となりました。



各セグメントの事業概況は次のとおりであります。

（単位：百万円/%）

	売上高	前期増減	前期比	セグメント利益	前期増減	前期比
養殖事業	10,952	1,692	118.3	772	△466	62.3
国内加工事業	12,767	3,368	135.8	2,610	1,432	221.7
海外加工事業	15,457	1,369	109.7	700	△340	67.3
海外卸売事業	15,328	4,284	138.8	1,044	440	172.9
調整額※	△11,779	△3,334	139.5	△1,253	△214	120.6
合計	42,726	7,380	120.9	3,873	851	128.2

※調整額はセグメント間取引及び全社費用等であります。

また、売上高営業利益率は9.1%、自己資本当期純利益率は15.6%となりました。

養殖事業

売上高　**10,952**百万円　　セグメント利益　**772**百万円



［ 事業概況 ］ 当期の国内養殖量については、陸上・海面養殖における育成不良、生鮮販売量を増加させるため水揚げ時期を早めたことにより前期比△93トンの3,383トンの水揚量となりました。販売面においては、生鮮販売が好調に推移したことにより生鮮販売量及び販売額が増加しましたが、養殖量が減少したことにより利益率が低下しました。

デンマーク子会社による海外養殖においては、海面養殖場における生育不良、相場影響による販売単価低下等により利益率が低下しました。

上記の結果として、売上高は前連結会計年度と比べ1,692百万円増の10,952百万円（前期比118.3%）、セグメント利益は466百万円減の772百万円（前期比62.3%）となりました。

なお、デンマーク子会社であるMusholm A/Sは国際財務報告基準（IFRS）を採用しており、養殖事業の損益には、IAS第41号「農業」に従った売却コスト控除後の公正価値により評価した結果（売上原価△79百万円）が含まれております。

（単位：百万円）

売上高		10,952
営業費用	材料費、人件費、販管費等	10,259
小計（公正価値評価を除いたセグメント損益）		692
営業費用	公正価値評価による影響額	79
	合計（セグメント損益）	772

国内加工事業

売上高　**12,767**百万円　　セグメント利益　**2,610**百万円



［ 事業概況 ］　いくら、筋子については、北海道秋鮭不漁等による国内材料不足により販売価格相場が上昇、当社のいくら製品も想定を上回る水準での販売単価推移となり、販売額が増加しました。また、長期単価契約の販売先に関する契約単価の見直しも順調に進み、相対的に利益率の高いいくら商品の販売割合が増加したこと等により利益率が改善しました。

上記の結果として、売上高は前連結会計年度と比べ3,368百万円増の12,767百万円（前期比135.8%）、セグメント利益は1,432百万円増の2,610百万円（前期比221.7%）となりました。

海外加工事業

売上高　**15,457**百万円　　セグメント利益　**700**百万円



［ 事業概況 ］　為替や仕入相場の影響による原料価格上昇に対して一定の値上げを実施した結果、製品及び商品の販売量が減少し、加えて価格転嫁が追い付かなかったことから粗利率が低下しました。また、従業員数の増加による人件費増加等の影響により販売費及び一般管理費が増加しました。

上記の結果として、売上高は前連結会計年度と比べ1,369百万円増の15,457百万円（前期比109.7%）、セグメント利益は340百万円減の700百万円（前期比67.3%）となりました。

海外卸売事業

売上高　**15,328**百万円　　セグメント利益　**1,044**百万円



［ 事業概況 ］　東南アジア諸国を中心に日本食マーケットが拡大したことを背景に、当事業は拡大を続けてきました。当連結会計年度においてもこの傾向は継続しており、売上は順調に拡大しました。利益率については、販管費率の改善と円安による仕入価格の低下により、大きく改善されました。

上記の結果として、売上高は前連結会計年度と比べ4,284百万円増の15,328百万円（前期比138.8%）、セグメント利益は440百万円増の1,044百万円（前期比172.9%）となりました。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社グループの資本の財源は、自己資金及び金融機関からの借入であります。借入に関しましては、運転資金は主に短期借入金で、設備資金は主に長期借入金で調達しております。運転資金需要のうち主なものは、養殖事業における飼料代金、国内加工事業及び海外加工事業における原料仕入代金、海外卸売事業における商品仕入代金であります。設備資金需要のうち主なものは、養殖施設（中間養殖場や船等）や、国内加工工場（裁断機や浄化設備等）の設備投資代金であります。

当社グループでは、事業活動を円滑に行うため、金融機関との当座貸越契約等を利用し、実需に応じた資金調達を実施し、流動性を確保しております。当面の資金繰りのための資金は十分に確保していると判断しております。

(2) 設備投資

① 当連結会計年度中に完成した主要設備
日本サーモンファーム株式会社　海上生簀設備（養殖セグメント）の拡充

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充
日本サーモンファーム株式会社　泊川中間養殖場新設

1-3. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第53期 2023年６月期	第54期 2024年６月期	第55期 2025年６月期	第56期 (当連結会計年度) 2026年６月期
売上高	28,939百万円	32,665百万円	35,345百万円	42,726百万円
経常利益	3,544百万円	2,932百万円	2,815百万円	4,056百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,389百万円	1,968百万円	2,020百万円	2,782百万円
１株当たり当期純利益金額	59円14銭	42円03銭	41円35銭	55円65銭
総資産	30,111百万円	39,170百万円	41,271百万円	60,639百万円
純資産	9,968百万円	14,151百万円	16,043百万円	19,719百万円
１株当たり純資産額	246円67銭	292円01銭	325円99銭	391円78銭

※　当社は、2023年７月29日付で普通株式１株につき普通株式30株の割合で株式分割、2025年１月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割及び2025年７月１日付で普通株式１株につき普通株式３株の割合で株式分割を行っております。第53期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益金額及び１株当たり純資産額を算定しております。

1-4. 対処すべき課題

経営戦略を進めていくうえで当社グループが優先的に対処すべき事業上の課題は以下のとおりであります。

養殖事業

① 国内養殖規模の拡大

当社の成長のエンジンの一つはサーモン養殖事業であり、その養殖量を拡大していくことが当社の成長の基礎になると考えています。養殖規模拡大のためには生産能力を上げていくことが必要で、特に不足しがちな中間養殖場の確保が課題です。中間養殖場の新設にあたっては、適地の選定、地元との調整、設備投資資金の確保、養殖施設の建設と、一朝一夕に進むものではないため、中長期的な視点に立って着実に設備投資計画を進めてまいります。

② 養殖の効率性向上

養殖については、量の拡大とともに効率性の向上も重要な課題です。特に国内養殖においては改善の余地が大きく、当社グループでも屋外循環式の大規模中間育成魚高密度生産システムや給餌用バージ船などを導入し効率化に取り組んでいるところであります。引き続き最新の養殖技術を持つデンマーク子会社Musholm A/Sの技術を取り入れながら、日本国内においてもサーモン養殖先進国並みの養殖技術を確立すべく、取り組みを継続してまいります。

海外卸売事業

③ 海外市場での営業基盤の強化

アジアにおける日本食マーケットの成長の波を確実にキャッチすることが、当社の成長には重要です。そのための配送・保管設備の増強は順次進めておりますが、それに加えて、新しい顧客の開拓に努めるとともに、既存の顧客のご意見を聞き、顧客に満足していただける製品開発やサービス提供を行うことで、営業基盤の強化を図っていくことが課題であると認識しております。

国内加工事業、海外加工事業

④ 安定的、持続可能な加工体制の確保

安定的、持続可能な加工体制の確保は、当社の基盤となります。これが確保されてこそ、加工事業の拡大だけでなく、養殖した青森サーモンの加工品マーケットへの展開や、海外卸売事業における顧客ニーズへのきめ細やかな対応といったことが可能になります。加工拠点の分散によるリスクヘッジ、工場従業員の教育による品質や効率性の向上、ミャンマー工場の稼働率向上による採算性改善といった点を推し進めてまいります。

その他

⑤ 品質管理に関する継続的な向上

消費者の安全・安心へのニーズはますます高まっており、食料品を取り扱う当社グループにおきましても、食品表示を含め、食の安全性を確保してお客様に安心してご利用いただけることが最重要事項であると認識しております。品質管理体制の強化、業務フローの標準化、食品表示や食品関連法規に関する情報の社内共有等を進め、品質管理に関する継続的な向上に取り組んでまいります。

⑥ 環境への配慮

製造の原料となる水産物や養殖事業は大自然からの恩恵です。我々の事業は自然環境、特に海に大きく依存しています。自然への感謝の気持ちを忘れずに、自然を大切にすることこそ、当社の持続・発展にとって不可欠のことと考えています。

(原料について)

我々が製造に使用する原料は資源として持続的に調達できるものでなければなりません。絶滅が危惧される原料、資源管理が徹底されていない原料を使用した製品加工は控えるべきです。資源管理が十分に行われていると認定されたASC認証（※１）・MSC認証（※２）原料の使用を推進いたします。

（※１）ASC認証とは、水産養殖管理協議会（Aquaculture Stewardship Council）が管理運営する養殖に関する国際認証制度で、養殖場が自然環境の汚染や資源の過剰利用を行っておらず、その養殖事業に持続可能性が認められることを認証するものです。

（※２）MSC認証とは、水産資源や海洋環境に配慮し適切に管理された持続可能な漁業に対する認証制度を指し、海洋管理協議会（Marine Stewardship Council）が管理運営しています。

(養殖事業について)

養殖事業を拡大すれば、周辺海域に影響を与えてしまう可能性が生じます。もし我々の事業が水質汚染や生態系破壊の原因となってしまえば、事業を継続することはできなくなってしまいます。魚を育てるためには大量の飼料が必要となりますが、その主成分は魚粉や魚油といった天然水産物由来、穀物などの農産物由来のものです。飼料の成分やその原材料について、適切な資源管理が行われた原料を使用することに注意を払っています。

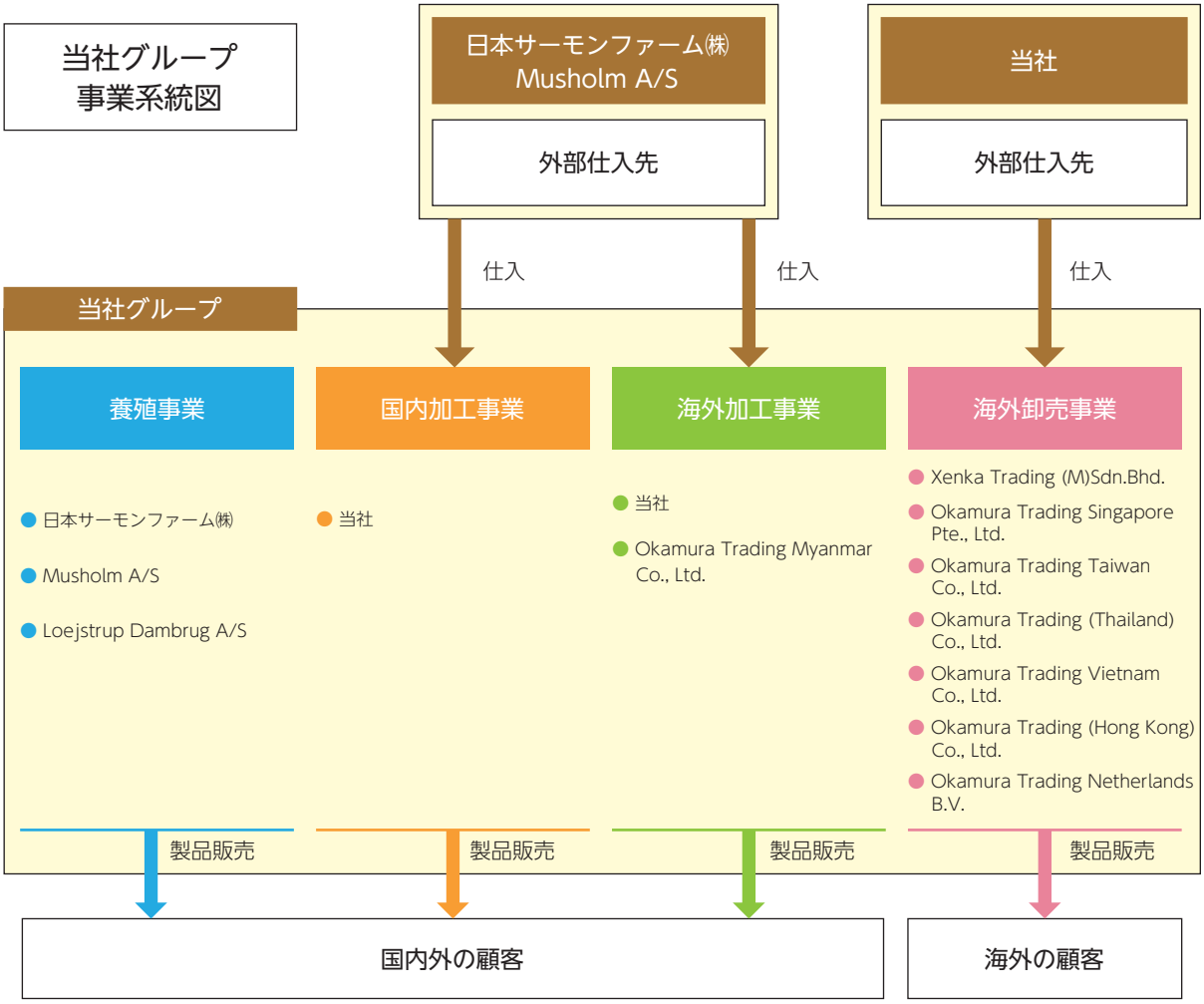
⑦ 地域との共生の推進

自然環境に加え、我々の事業は地域社会の理解と協力の基に成り立っています。事業の継続とその拡大には地域との共生の実現が不可欠です。そのためには地域の方々と十分に話し合い、それを通じて地域との信頼関係を築くことが重要です。我々企業と地域社会とのコミュニケーション推進を通じて地域社会に理解されるとともに、その地域に貢献する企業となることを目指してまいります。

1-5. 企業集団の主要な事業内容（2026年６月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社の11社で主に構成され「海の恵みを絶やすことなく世界中の人々に届け続ける」ことをMissionとし、養殖事業、国内加工事業、海外加工事業、海外卸売事業の４つの事業を柱としてビジネスを展開しています。

各事業の概要は、次のとおりであります。



(1) 養殖事業

生食用のサーモントラウトを養殖し、国内外に向け販売する事業であります。

Musholm A/Sにおいては、毎年約3,500～4,000トン強のサーモントラウトを生産しております。さらにサーモン養殖の世界的なリーダーであるノルウェーの養殖との差別化を図るため、卵を持たせる養殖を行っています。その一部は当社向けに輸出され、以下で説明する国内加工事業に使われます。当社グループ以外へは、魚の身の部分はヨーロッパ諸国へスモークサーモンの加工用原料として、卵はいくらを生産しヨーロッパ各地へ、あるいはいくら加工用原料としてヨーロッパ各地へ販売しております。

日本国内におきましては、2017年６月に青森県西津軽郡深浦町に日本サーモンファーム株式会社を設立し、サーモントラウトを生産しております。サーモン養殖先進国であるデンマーク子会社Musholm A/Sの大規模生産のノウハウを活用し、孵化から養殖まで一気通貫した生産体制を構築しております。

(2) 国内加工事業

国内加工事業及び後述の海外加工事業は、魚卵・成魚を原料として顧客の要望にそって加工し、販売を行う事業です。

国内加工事業における加工拠点は青森県青森市に所在する当社青森本社併設の第一工場と第二工場です。第一工場では数の子及びたらこと、当社グループ日本サーモンファーム株式会社の養殖サーモンを主に加工しております。第二工場ではイクラと筋子の加工をしております。国内のスーパーマーケットや外食向けの販売が主ですが、最近ではアジア圏の大手回転寿司チェーンへの輸出も増えております。

(3) 海外加工事業

海外加工事業は、海外の加工拠点において水産加工品を製造する事業です。国内加工事業と同様に、当社養殖事業からの原料仕入れに加え、自社仕入れチームが自身で良質な原料を世界中から調達し加工販売まで行います。

海外加工事業における拠点は以下の３つです。

①当社東京事業本部

当社の東京事業本部では、貿易実務、海外加工場の生産管理、国内外への販売活動を行っております。

②ミャンマーの自社グループ工場（Okamura Trading Myanmar Co., Ltd.）

2017年９月、ミャンマーのティラワ経済特区内に子会社Okamura Trading Myanmar Co.,Ltd.を設立しました。同経済特区内は日本企業の進出が進んでおり、日本水準のインフラが整っております。主にサーモン原料の寿司ネタ加工を行っております。

③ベトナムのパートナー工場

当社とは20年来の関係があるベトナムの大手水産加工工場（Trung Son Corp.、Trung Son Long An Co., Ltd.、Trung Son Hungyen Foodstuff Corporation）とパートナー契約を結んでおります。同工場では、サーモン原料の寿司ネタ加工の他、サバ原料を始めとした焼成済みの焼き魚・煮魚製品(自社ブランド「オカムラkitchen」シリーズを含む)の加工も行っております。当工場内には当社子会社Okamura Trading Vietnam Co., Ltd.の事務所を設置し、現地ワーカーの教育や生産管理を行っております。生産された製品は日本国内消費向けに輸出される他、後述のシンガポールやマレーシアなどの現地販売拠点に向けても出荷されます。

(4) 海外卸売事業

シンガポール（Okamura Trading Singapore Pte., Ltd.）、マレーシア(Xenka Trading (M) Sdn. Bhd.)、台湾(Okamura Trading Taiwan Co.,Ltd.)、タイ（Okamura Trading (Thailand) Co., Ltd.）、ベトナム(Okamura Trading Vietnam Co., Ltd.)、香港（Okamura Trading Hong Kong Co., Ltd.）、オランダ(Okamura Trading Netherlands B.V.）に拠点を有しており、現地の日系スーパーマーケットや日本食レストランに、日本から輸入した日本食材を販売しております。顧客のニーズに応じて他社から幅広く商材を調達しておりますが、自社グループ内で養殖・加工した商材も当事業を通じて海外市場に販売しております。顧客のニーズに合わせた製品をタイムリーに、そして日本基準のきめ細やかなサービスをもって提供しております。

1-6. 企業集団の主要な営業所及び工場等

(1) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 主要な営業所

会社名	事業所	所在地
株式会社オカムラ食品工業	青森本社	青森県青森市
	東京本社	東京都中央区
日本サーモンファーム株式会社	本社	青森県西津軽郡深浦町
Musholm A/S	本社	デンマーク
Loejstrup Dambrug A/S	本社	デンマーク
Okamura Trading Myanmar Co.,Ltd.	本社	ミャンマー
Okamura Trading Vietnam Co.,Ltd.	本社	ベトナム
Okamura Trading Singapore Pte.,Ltd.	本社	シンガポール
Xenka Trading(M)Sdn. Bhd.	本社	マレーシア
Okamura Trading Taiwan Co.,Ltd.	本社	台湾
Okamura Trading (Thailand) Co.,Ltd.	本社	タイ
Okamura Trading (Hong Kong) Co., Ltd.	本社	香港
Okamura Trading Netherlands B.V.	本社	オランダ

② 生産拠点

会社名	生産拠点	所在地
株式会社オカムラ食品工業	製造加工工場	青森県青森市
日本サーモンファーム株式会社	養殖場	青森県西津軽郡深浦町
Musholm A/S	養殖場	デンマーク
Loejstrup Dambrug A/S	養殖場	デンマーク
Okamura Trading Myanmar Co.,Ltd.	製造加工工場	ミャンマー

(2) 使用人の状況

① 企業集団の状況

2026年６月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
養殖事業	89 [30]
国内加工事業	39 [221]
海外加工事業	532 [0]
海外卸売事業	207 [1]
全社共通	35 [0]
合計	902 [252]

(注) 1．従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員（定年後再雇用、嘱託含む）であります。
2．従業員数欄の［外書］は、臨時従業員の人員数であります。
3．臨時従業員には、準社員、パートタイマー、アルバイト、技能実習生を含めております。
4．全社共通として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の状況

2026年６月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
115 [221]	41.21	6.42	6,295

セグメントの名称	従業員数（名）
国内加工事業	39 [221]
海外加工事業	41 [0]
全社共通	35 [0]
合計	115 [221]

(注) 1．従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員（定年後再雇用、嘱託含む）であります。
2．従業員数欄の［外書］は、臨時従業員の人員数であります。
3．臨時従業員には、準社員、パートタイマー、アルバイト、技能実習生を含めております。
4．全社共通として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
5．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況（2026年６月30日現在）

重要な親会社及び子会社の状況

（1）親会社の状況

該当事項はありません。

（2）子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
日本サーモンファーム株式会社	90,000千円	100%	養殖事業
Musholm A/S	714千DKK	100%	養殖事業
Loejstrup Dambrug A/S	500千DKK	100% (100%)	養殖事業
Okamura Trading Myanmar Co.,Ltd.	5,500千USD	100%	海外加工事業
Okamura Trading Vietnam Co.,Ltd.	1,036,206千VND	100%	海外加工事業
Okamura Trading Singapore Pte.,Ltd.	3,200千SGD	100%	海外卸売事業
Xenka Trading(M)Sdn. Bhd.	13,701千RM	100%	海外卸売事業
Okamura Trading Taiwan Co.,Ltd.	105,000千TWD	100%	海外卸売事業
Okamura Trading (Thailand) Co.,Ltd.	100,000千THB	100% (1%)	海外卸売事業
Okamura Trading (Hong Kong) Co., Ltd.	15,000千HKD	100%	海外卸売事業
Okamura Trading Netherlands B.V.	1,500千EUR	100%	海外卸売事業

※１　議決権の所有割合の（）内の数字は、間接所有割合（内数）であります。
※２　特定完全子会社はありません。

1-8. 主要な借入先及び借入額（2026年６月30日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	8,800
株式会社青森みちのく銀行	8,783
株式会社七十七銀行	5,607
株式会社秋田銀行	3,000
株式会社日本政策金融公庫	1,059
株式会社商工組合中央金庫	300
株式会社国際協力銀行	143
東日本信用漁業協同組合連合会	102

1-9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第１項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益配分と持続的成長による企業価値向上を経営の最重要課題と認識しております。利益配分につきましては、資本政策における重要項目であるとの認識の下、持続的成長を支える将来の事業基盤強化に向けた投資資金及び財務基盤の強化に必要な内部留保のバランスを考慮しつつ、純資産配当率を指標として安定的に配当を継続して実施することを基本方針としております。

2 株式に関する事項

上位10名の株主の状況（2026年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 158,400,000株

(2) 発行済株式の総数 50,311,340株

(3) 当事業年度末の株主数 31,226名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社オカムラ	17,784,000	35.35
岡村恒一	9,495,988	18.87
Steelhead Aps	2,337,060	4.65
岡村直子	1,500,000	2.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	970,800	1.93
野村信託銀行株式会社（投信口）	956,100	1.90
八木康次	880,000	1.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	805,500	1.60
岡村麻里	792,000	1.57
岡村大祐	792,000	1.57

（注)持株比率は、自己株式（1,080株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	17,274 株	3 名

3 新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2025年9月29日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　１個につき1,211円
なお、当該払込金額は、当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込みはありません。

② 新株予約権の行使価額　１個につき１円

③ 新株予約権の行使条件　新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社若しくは当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められません。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

④ 新株予約権の行使期間　2027年10月24日から2030年10月23日まで

⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付対象者数
子会社の役員	5,583個	普通株式　5,583株	１名

4 会社役員に関する事項

4-1. 会社役員の状況及び責任限定契約等の概要

(1) 取締役の状況（2026年６月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岡村　恒一	代表取締役社長兼CEO	日本サーモンファーム株式会社　取締役会長 酸ヶ湯温泉株式会社　社外取締役
葉山　相基	取締役兼COO兼青森事業本部長	
谷口　耕太	取締役兼CFO兼管理本部長	
阿部　　彰	取締役監査等委員（常勤）	日本サーモンファーム　監査役 日本サーモンファーム八雲株式会社　監査役
伊藤　史行	取締役監査等委員	平田・伊藤法律事務所　所長 株式会社NICHIUN UTOC HOLDINGS　社外監査役
濱田　武士	取締役監査等委員	北海学園大学経済学部　教授 マルスイホールディングス株式会社　社外取締役
越田　公子	取締役監査等委員	越田公認会計士事務所　所長 株式会社ロケットリンクテクノロジー　社外監査役

（注）１．当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 阿部彰、委員 伊藤史行、委員 濱田武士、委員 越田公子
２．取締役阿部彰、伊藤史行、濱田武士、越田公子は、社外取締役であります。
３．取締役阿部彰は、常勤監査等委員であり、当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集、重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、同氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は２名で、CPO 神里貴紀、海外卸売事業統括秋田直哉で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、業務執行役員でない取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役全員と、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

4-2. 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年１月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

１．基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く。以下同。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期的な業績に連動して支給する業績連動報酬（金銭報酬）、中長期の企業価値の持続的向上を図るインセンティブとなることを目的とした株式報酬の３項目によって構成されるものとする。

２．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

３．業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬として個人別に支給する金銭の額は、各取締役の役割の大きさに応じて設定した基準額に、支給係数を乗じることで算出する。

支給係数を算出するための業績連動指標は、本業における利益の創出と成長に向けた投資の促進の観点より連結EBITDAとし、前年度からの伸長率に応じて係数を決定する。

なお、業績連動報酬は、当該事業年度に関する計算報告を行った定時株主総会終了後の翌月より、12ヶ月に分割して支給する。

4．株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
　非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、役位別に設定する基準額に応じた譲渡制限付株式（取締役退任を条件として譲渡制限を解除する。）を付与する。

5．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
　報酬構成の割合及び報酬水準の報酬構成は、標準業績時に、基本報酬が約70%、業績連動報酬が約10%、株式報酬が約20%となる想定で設定する。

6．監査等委員の報酬に関する方針
　監督機能を担う取締役監査等委員については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

7．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
　役員報酬制度に関する事項は、客観性・透明性向上のために、任意に設置している指名・報酬諮問委員会において原案の事前審議を行い、審議した内容を取締役会に答申して、取締役会にて決定することとする。

(2) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の個人別の報酬額の決定におきましても、規程に基づいて算定、支給しております。また、指名・報酬諮問委員会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬の算定の公正性、その水準と取締役の役割・職責とのバランス、当社業績との連動性等 について協議を行い、その結果として、監査等委員会より当該報酬は相当であるとする意見が報告されております。よって、本決定方針に沿うものであると判断しております。

(3)取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会決議に関する事項

2022年９月28日開催の第52期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額150百万円以内と決議されております。また別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額50百万円以内として決議されております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

2022年９月28日開催の第52期定時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることとして決議されております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員）の員数は3名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

役員区分	人員(名)	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	
			金銭報酬	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役（監査等委員を除く）	4	81	70	11
監査等委員である社外取締役	4	20	20	-
合計	7	102	91	11

(注) 1．金銭以外の報酬として損益計算書に費用として計上した譲渡制限付株式報酬があります。譲渡制限付株式報酬が監査等委員でない取締役4名に対して20百万円あります。金銭による報酬等の合計にこれらを加えた金額の合計値は、監査等委員でない取締役が102百万円、監査等委員である社外取締役が20百万円であります。

2．当該業績連動報酬の算定に用いた業績指標に関する実績は以下のとおりであります。

	2024年６月期実績	2025年６月期実績
連結EBITDA	3,741百万円	4,411百万円

4-3. 各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役 監査等委員 （常勤）	**阿　部　　彰**	監査等委員会の委員長を務め、長年の銀行勤務において培われた財務や経理に関する知見を有しており、またあおぎんカードサービス株式会社では代表取締役常務として、あおぎん信用保証株式会社では代表取締役副社長として経営にも携わっていました。経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会や監査等委員会では積極的に発言し、意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しています。当社の持続的な成長という観点から、取締役会や他重要会議体での監督機能の強化に大きく貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。 取締役会　　11回中　　11回出席 監査等委員会　　10回中　　10回出席
取締役 監査等委員	**伊　藤　史　行**	法務分野での長年の経験や知見に基づき、取締役会や監査等委員会等での議題が法令等に違反する内容であるかどうか、必要に応じて質問や助言を適宜行っています。当社の持続的な成長という観点から、取締役会や監査等委員会等を通じてコンプライアンス体制の構築・維持に大きく貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。 取締役会　　17回中　　17回出席 監査等委員会　　13回中　　13回出席
取締役 監査等委員	**濱　田　武　士**	水産政策・水産経済界における長年の経験や知見に基づき、取締役会や監査等委員会等では水産業界情報や各魚種の状況等の共有や、当社の養殖業に対する専門的な意見を述べ、事業運営に対する適切な助言を行っています。当社の持続的な成長という観点から、取締役会や監査等委員会等での発言が企業価値向上に大きく貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。 取締役会　　17回中　　17回出席 監査等委員会　　13回中　　13回出席

取締役 監査等委員	**越　田　公　子**	公認会計士・税理士としての高い見識と専門性を活かし、また主に税理士・監査役・会計参与として数多くの企業に携わってきた経験に基づき、取締役会や監査等委員会等では、積極的に発言し、意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しています。当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に大きな役割を果たしています。 取締役会　　11回中　　11回出席 監査等委員会　　10回中　　10回出席

（注）取締役濱田武士氏は他社の社外取締役を、伊藤史行氏及び越田公子氏は他社の社外監査役をそれぞれ兼職しておりますが、当社と各兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。また、阿部彰、越田公子については、2025年9月就任後に開催された取締役会11回、監査等委員会10回全てに出席しております。

5 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

※当社の連結子会社の一部については、上記の監査法人以外の監査法人から監査を受けております。

a　監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
当社	53,807	-
連結子会社	-	-
計	53,807	-

※　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

b　監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（ａを除く）

区分	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
当社	-	5,659
連結子会社	12,463	747
計	12,463	6,406

※１　当社における非監査業務の内容は、税務コンサルティング業務であります。
　２　連結子会社における非監査業務の内容は、税務コンサルティング業務及びIFRS業務支援であります。

c　その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

連結子会社であるMusholm A/S、Okamura Trading (Thailand) Co.,Ltd.及びOkamura Trading Myanmar Co.,Ltd.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属していない会計事務所と監査契約を締結しており、監査証明業務に基づく報酬及びIFRS業務に関するアドバイザリー報酬を支払っております。

監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
17,222	1,043

5-2. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

当社は、企業の社会的責任を全うし、顧客から信頼される企業であり続けたいという考えのもと、コーポレート・ガバナンスの確立の実現を目的として、取締役会において下記のとおり、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。内部統制システムにつきましては、この方針に基づき整備・運用をしております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）の全ての役員及び従業員が遵守すべき「Mission」及び「６つのValue」を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。

代表取締役社長はコンプライアンスの責任者として、リスク・コンプライアンス規程等の整備を行うとともに、内部監査室の監査等を通じて、取締役及び使用人の法令及び定款の遵守を徹底します。

取締役は取締役会を組織し、原則毎月１回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。

経営リスクにかかる情報を早期に把握し、問題を未然・早期に是正する仕組みとして、外部の弁護士事務所を通報窓口とする内部通報制度を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備します。また、内部通報規程により、通報者が不利益な取扱いを受けない体制を確保します。

また、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断します。

情報開示においては、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に基づき、財務報告に係る内部統制の体制構築・整備を推進します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会を始めとする重要な会議の意思決定に係る記録、取締役の職務の執行に係る情報・文書について、法令に基づき、適切に保存・管理を行います。また、取締役は、当該資料を常時閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であることから、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本方針としています。

リスクマネジメントを運用するための上位組織として、当社代表取締役社長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に関する体制、方針及び施策を総合的に検討します。リスク・コンプライアンス委員会にて検討された結果は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行います。

各取締役の業務執行の適切な役割分担を行い、効率的に業務執行が行われる体制を構築します。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を定め、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整えています。

関係会社管理規程において、グループ企業における重要事項については当社の承認もしくは当社への報告を要するものとします。

グループ経営会議においてグループ企業から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、グループ全体としての経営効率の向上を図っています。

一定規模以上の子会社については、当社の役職員が取締役を兼務することで、グループ全体の意思の統一及び迅速な業務の執行、子会社の取締役等の職務執行の監督を行っています。

当社グループの全ての役員及び従業員が利用できる内部通報制度を整備・運用します。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置きます。監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価、懲戒等については、監査等委員会の同意を必要とするものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに当社グループ取締役、監査役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告します。対する監査等委員会は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。

内部通報制度を主管するリスク・コンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告するものとします。

当社は、内部通報制度の利用を含む監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを内部通報規程により禁止しています。監査等委員会は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行い、また、内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況を監査等委員会に報告します。

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

6-2. 体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組みの状況

リスク・コンプライアンス規程を整備し、社内研修等を通じてコンプライアンスにかかる認識の習熟を図っております。また、問題の未然防止や早期発見を図るため内部通報・相談窓口を設置し、速やかに通報・相談が可能な体制を構築しております。

(2) 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名、監査等委員である取締役４名（うち社外取締役４名）で構成されております。取締役会は、原則として毎月１回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行状況や各種課題の共有及び対策等の検討を行っております。

(3) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

全ての連結子会社に親会社から兼務役員を配置するとともに、連結子会社の全代表者が集まるグループ経営会議を毎月開催することで、情報共有とコミュニケーションの強化を図っています。また、子会社管理の責任部署である経営企画部が日常的に子会社とコミュニケーションをとり、収集されたリスク情報等は定期的にリスク・コンプライアンス委員会に報告、審議しています。内部監査室が子会社監査を行うにあたっては経営企画部と連携する体制を採り、子会社監査の実効性を高めるよう努めています。

(4) 監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

当社の監査等委員会は、独立性確保のため、社外取締役４名で構成しています。

監査等委員は、経営会議、グループ経営会議、リスク・コンプライアンス委員会への出席、会計監査人とのコミュニケーション、経営者インタビューの実施、内部監査の立会や海外往査への同行、その他関係者との日常的なコミュニケーションを行っており、これらを通じて必要な情報収集を図っています。各種活動を通じて入手された情報は毎月の監査等委員会で共有、協議しています。また、監査等委員会では毎月の取締役会の議案の事前協議も行い、取締役会での監督機能の実効性向上につなげています。

※本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年６月30日現在)

(単位：百万円)

項　目	金　額
資産の部	
流動資産	**[46,920]**
現金及び預金	5,248
売掛金	5,562
商品及び製品	10,493
仕掛品	2,464
原材料及び貯蔵品	17,062
未収入金	5,044
その他	1,044
貸倒引当金	△0
固定資産	**[13,718]**
(有形固定資産)	**(12,480)**
建物及び構築物	4,406
機械装置及び運搬具	3,524
工具器具備品	275
リース資産	1,228
土地	1,279
建設仮勘定	1,766
(無形固定資産)	**(435)**
その他	435
(投資その他の資産)	**(801)**
投資有価証券	143
繰延税金資産	393
その他	264
資産合計	**60,639**

項　目	金　額
負債の部	
流動負債	**[35,015]**
支払手形及び買掛金	1,663
短期借入金	24,292
１年内返済予定の長期借入金	1,074
リース債務	351
未払法人税等	1,020
未払金	1,033
有償支給取引に係る負債	4,973
株主優待引当金	148
その他	457
固定負債	**[5,904]**
長期借入金	3,934
リース債務	955
繰延税金負債	363
退職給付に係る負債	143
資産除去債務	144
その他	363
負債合計	**40,919**
純資産の部	
株主資本	**(18,149)**
資本金	**1,256**
資本剰余金	**2,865**
利益剰余金	**14,028**
自己株式	**△0**
その他の包括利益累計額	**(1,561)**
その他有価証券評価差額金	**20**
為替換算調整勘定	**1,540**
新株予約権	**(6)**
非支配株主持分	**(2)**
純資産合計	**19,719**
負債・純資産合計	**60,639**

※記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書（自　2025年７月１日　至　2026年６月30日）

（単位：百万円）

項　目	金　額	
売上高		**42,726**
売上原価		**33,355**
売上総利益		**9,370**
販売費及び一般管理費		**5,497**
営業利益		**3,873**
営業外収益		
受取利息及び配当金	36	
為替差益	398	
受取保険金	32	
助成金収入	79	
補填金収入	93	
その他	49	689
営業外費用		
支払利息	479	
持分法による投資損失	0	
その他	25	506
経常利益		**4,056**
特別利益		
負ののれん発生益	40	40
税金等調整前当期純利益		**4,096**
法人税、住民税及び事業税	1,380	
法人税等調整額	△66	1,313
当期純利益		**2,782**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,782**

※記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自　2025年７月１日　至　2026年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,161	2,770	11,601	△0	15,532
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△355	－	△355
新株の発行	94	94	－	－	189
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	2,782	－	2,782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	94	94	2,426	－	2,616
当期末残高	1,256	2,865	14,028	△0	18,149

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合　計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△16	526	510	－	－	16,043
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△355
新株の発行	－	－	－	－	－	189
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	2,782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36	1,013	1,050	6	2	1,059
連結会計年度中の変動額合計	36	1,013	1,050	6	2	3,676
当期末残高	20	1,540	1,561	6	2	19,719

※記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数及び主要な子会社の名称

連結子会社の数	11社
主要な連結子会社の名称	日本サーモンファーム株式会社 Musholm A/S Loejstrup Dambrug A/S Okamura Trading Myanmar Co.,Ltd. Okamura Trading Vietnam Co.,Ltd. Okamura Trading Singapore Pte.,Ltd. Xenka Trading(M)Sdn. Bhd. Okamura Trading Taiwan Co.,Ltd. Okamura Trading(Thailand) Co.,Ltd. Okamura Trading (Hong Kong) Co., Ltd. Okamura Trading Netherlands B.V. 当連結会計年度において、Okamura Trading (Hong Kong) Co., Ltd.及びOkamura Trading Netherlands B.V.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

②　主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	Viet Fuji Investment Co.,Ltd.
連結の範囲から除いた理由	小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

③　他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず、子会社としなかった当該他の会社等の名称

会社等の名称	Riga Bay Aquaculture, AS
子会社としなかった理由	当社は、Riga Bay Aquaculture, ASの議決権の51%を所有しておりますが、共同支配の実態があるため子会社に含めておりません。

（2）持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数	1社
持分法を適用した関連会社の名称	Riga Bay Aquaculture, AS 当連結会計年度において、新たに株式を取得したため、持分法適用の関連会社に含めております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称	(非連結子会社) Viet Fuji Investment Co.,Ltd. (関連会社) Vingsted-Kobberbaek A/S Bornholm Havbrug A/S Brejnholm Dambrug ApS TAN VIET NHAT Foods Co.,Ltd.
持分法を適用していない理由	いずれも、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

2．会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法により評価しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	主として定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 株主優待引当金	株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社、国内連結子会社及び一部の海外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、筋子、いくらといった魚卵を原料とする製品及びサーモン、サバ製品の販売を主な事業としており、顧客との契約に基づき製品を遅滞なく供給する履行義務を負っています。

製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間に重要な相違がない場合には、出荷した時点で収益を認識しております。

また、製品の海外販売において、船会社が船積み地点で貨物を受取り、貨物受取人に貨物を引き渡すことを約した船荷証券の発行日（B/L date）に収益を認識しております。

なお、取引の対価は、原則として履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

外貨建営業取引

③ ヘッジ方針

為替リスクのあるものについては、原則として為替予約により為替リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する諸条件は同一であり、キャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の判定は省略しております。

(7) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外連結子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「助成金収入」は25百万円であります。

4．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額（注1）	連結計算書類計上額
	養殖事業	国内加工事業	海外加工事業	海外卸売事業	計		
売上高							
日本	6,426	11,896	10,784	56	29,163	△6,470	22,693
アジア	349	870	5,994	15,341	22,556	△6,807	15,749
その他	4,176	－	106	－	4,282	－	4,282
調整額（注1）	△3,423	△2,261	△7,466	△126	△13,277	13,277	－
顧客との契約から生じる収益	7,529	10,505	9,418	15,271	42,726	－	42,726
外部顧客への売上高	7,529	10,505	9,418	15,271	42,726	－	42,726

（注1）「調整額」は、連結子会社間で生じた取引による売上高消去が含まれております。

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2．会計方針に関する事項　(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

5．連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

建物及び構築物	1,882百万円
機械装置及び運搬具	530百万円
土地	775百万円
計	3,189百万円

②　担保に係る債務

短期借入金	14,395百万円
長期借入金	2,860百万円
計	17,255百万円

（2）有形固定資産の減価償却累計額　9,297百万円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度末
発行済株式	
普通株式	50,311,340株
合計	50,311,340株

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度末
自己株式	
普通株式	1,080株
合計	1,080株

（3）配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年９月29日 定時株主総会	普通株式	155百万円	9.5円	2025年６月30日	2025年９月30日
2026年２月13日 取締役会	普通株式	200百万円	4.0円	2025年12月31日	2026年３月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年９月28日開催予定の第56期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

（ア）配当金の総額　201百万円
（イ）１株当たり配当額　4.0円
（ウ）基準日　2026年６月30日
（エ）効力発生日　2026年９月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（4）当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　887,040株

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入で賄っております。

資金運用においては短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引につきましても、リスク回避を目的として実需に伴う取引に限定して利用し、投機的な取引は行っておりません。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主な取引先の信用調査、取引先ごとの期日管理及び残高管理等を行うことに加え、取引信用保険契約も利用してリスク低減を図っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するリスクヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。事業を行うにあたり生じる外貨建債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「2．会計方針に関する事項　(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。なお、為替相場の変動により、半年を限度として、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対し先物為替予約を行っております。デリバティブについては、為替リスク管理方針を取締役会で承認し、これに従い取引を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、経理部が管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

また、原材料の輸入等に伴い生じる外貨建債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金であり、長期借入金は主に設備投資資金であります。

当社では不測の事態に備えた流動性及び財務健全性の確保のため、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しております。

これらの営業債務及び借入金の金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、会社ごとに資金繰計画を作成・更新する等の方法により総務人事部が管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、現金及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	75	75	－
長期借入金	5,008	4,701	△307

(注１) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	68

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

当社グループは、金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定に優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	75	－	－	75

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	4,701	－	4,701

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式であり、時価の算定方法については、期末日時点の取引所の価格によっております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その評価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	391円78銭
１株当たり当期純利益金額	55円65銭

計算書類

貸借対照表 (2026年６月30日現在)

(単位：百万円)

項　目	金　額
資産の部	
流動資産	**[36,793]**
現金及び預金	2,071
売掛金	3,461
商品及び製品	5,426
仕掛品	30
原材料及び貯蔵品	17,252
関係会社短期貸付金	53
前払費用	109
未収入金	7,651
その他	736
貸倒引当金	△0
固定資産	**[7,675]**
(有形固定資産)	**(2,824)**
建物	849
構築物	74
機械及び装置	485
車両運搬具	16
工具器具備品	71
土地	695
リース資産	227
建設仮勘定	403
(無形固定資産)	**(10)**
ソフトウェア	10
その他	0
(投資その他の資産)	**(4,840)**
投資有価証券	78
関係会社株式	3,482
出資金	0
関係会社長期貸付金	1,839
長期前払費用	3
長期未収入金	1,707
繰延税金資産	232
その他	48
貸倒引当金	△2,552
資産合計	**44,469**

項　目	金　額
負債の部	
流動負債	**[32,235]**
買掛金	2,824
短期借入金	21,500
１年内返済予定の長期借入金	736
リース債務	61
未払金	422
１年内返済予定の長期未払金	5
未払費用	13
未払法人税等	770
預り金	10
有償支給取引に係る負債	5,706
株主優待引当金	148
その他	34
固定負債	**[2,567]**
長期借入金	1,964
リース債務	182
退職給付引当金	117
資産除去債務	23
その他	279
負債合計	**34,803**
純資産の部	
株主資本	**[9,638]**
資本金	**1,256**
資本剰余金	**(2,721)**
資本準備金	1,166
その他資本剰余金	1,554
利益剰余金	**(5,661)**
利益準備金	22
その他利益剰余金	(5,638)
特別償却準備金	23
圧縮積立金	28
別途積立金	800
繰越利益剰余金	4,786
自己株式	**△0**
評価・換算差額等	**[20]**
その他有価証券評価差額金	**20**
新株予約権	**[6]**
純資産合計	**9,665**
負債・純資産合計	**44,469**

※記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

損益計算書（自　2025年７月１日　至　2026年６月30日）

（単位：百万円）

項　目	金　額	
売上高		**26,587**
売上原価		**21,877**
売上総利益		**4,710**
販売費及び一般管理費		**2,476**
営業利益		**2,234**
営業外収益		
受取利息	57	
受取配当金	1	
受取家賃	17	
為替差益	395	
その他	32	504
営業外費用		
支払利息	312	
貸倒引当金繰入額	322	
その他	18	653
経常利益		**2,086**
税引前当期純利益		**2,086**
法人税、住民税及び事業税	873	
法人税等調整額	△81	791
当期純利益		**1,294**

※記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自　2025年７月１日　至　2026年６月30日)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,161	1,071	1,554	2,626	22	50	33	800	3,816	4,722	△0	8,510
当期変動額												
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	－	△355	△355	－	△355
新株の発行	94	94	－	94	－	－	－	－	－	－	－	189
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	－	1,294	1,294	－	1,294
特別償却準備金の取崩	－	－	－	－	－	△26	－	－	26	－	－	－
圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	－	△5	－	5	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	94	94	－	94	－	△26	△5	－	970	938	－	1,128
当期末残高	1,256	1,166	1,554	2,721	22	23	28	800	4,786	5,661	△0	9,638

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△16	△16	－	8,493
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△355
新株の発行	－	－	－	189
当期純利益	－	－	－	1,294
特別償却準備金の取崩	－	－	－	－
圧縮積立金の取崩	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36	36	6	43
当期変動額合計	36	36	6	1,171
当期末残高	20	20	6	9,665

※記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法により評価しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法を採用しております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金　　従業員への退職金の支給に備えるため、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。

③ 株主優待引当金　　株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、筋子、いくらといった魚卵を原料とする製品及びサーモン、サバ製品の販売を主な事業としており、顧客との契約に基づき製品を遅滞なく供給する履行義務を負っています。

製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間に重要な相違がない場合には、出荷した時点で収益を認識しております。

また、製品の海外販売において、船会社が船積み地点で貨物を受取り、貨物受取人に貨物を引き渡すことを約した船荷証券の発行日（B/L date）に収益を認識しております。

なお、取引の対価は、原則として履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

外貨建営業取引

③ ヘッジ方針

為替リスクのあるものについては、原則として為替予約により為替リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する諸条件は同一であり、キャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の判定は省略しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．収益認識に関する注記

連結注記表「4．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	721百万円
土地	438百万円
計	1,160百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	14,000百万円
長期借入金	1,841百万円
計	15,841百万円

上記担保資産の根抵当権極度額は1,036百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,014百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

日本サーモンファーム㈱	712百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	4,025百万円
長期金銭債権	1,707百万円
短期金銭債務	1,947百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	6,663百万円
仕入高	3,658百万円
販売費及び一般管理費	46百万円
営業取引以外の取引による取引高	55百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当期末株式数
自己株式	
普通株式	1,080株
合計	1,080株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	800百万円
子会社株式	229百万円
長期未払金（役員退職慰労金）	81百万円
退職給付引当金	36百万円
棚卸資産評価損	21百万円
株主優待引当金	46百万円
その他	90百万円
繰延税金資産小計	1,307百万円
評価性引当額	△1,040百万円
繰延税金資産合計	267百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△10百万円
圧縮記帳	△12百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△2百万円
その他有価証券評価差額金	△9百万円
繰延税金負債合計	△35百万円
繰延税金資産純額	232百万円

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
子会社	日本サーモンファーム株式会社	所有直接100%	養殖魚の仕入管理受託等及び資金の貸付等	債務保証（注1）	712	－	－
	Okamura Trading Singapore Pte.,Ltd.	所有直接100%	製品の販売	製品販売（注2）	2,869	売掛金	511
	Musholm A/S	所有直接100%	養殖魚の仕入製品販売及び資金の貸付等	資金の貸付（注3）	－	関係会社長期貸付金	463
				利息の受領	22	未収収益	5
	Okamura Trading Myanmar Co.,Ltd.	所有直接100%	製造加工委託及び資金の貸付等	原材料の有償支給（注2）	1,170	未収入金	2,680
						長期未収入金	1,707
				製品の仕入（注2）	1,272	買掛金	1,671
				資金の回収	235	関係会社長期貸付金	844
				利息の受領	17	－	－

(2)役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高
役員	岡村　恒一	被所有 直接18.9%	当社代表取締役社長 兼CEO	金銭報酬債権の 現物出資 (注4)	11	–	–

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 日本サーモンファーム株式会社の借入金の一部について、当社が債務保証を行っております。

(注2) 取引条件ないし取引条件の決定方針については、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を考慮し利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入はありません。

(注4) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	191円99銭
1株当たり当期純利益金額	25円88銭

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年８月20日

株式会社オカムラ食品工業
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　友　裕

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　有　倉　大　輔

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社オカムラ食品工業の２０２５年７月１日から２０２６年６月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オカムラ食品工業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年８月20日

株式会社オカムラ食品工業
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　友　裕

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　有　倉　大　輔

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オカムラ食品工業の２０２５年７月１日から２０２６年６月３０日までの第５６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年７月１日から2026年６月30日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年８月24日

株式会社オカムラ食品工業　監査等委員会

常勤監査等委員　阿　部　彰　　印

監査等委員　越　田　公　子　印

監査等委員　伊　藤　史　行　印

監査等委員　濱　田　武　士　印

（注）常勤監査等委員阿部彰、監査等委員越田公子、監査等委員伊藤史行、監査等委員濱田武士は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場：青森県青森市堤町１－１－２３
ホテル青森　３Ｆ　孔雀の間
電話：(017) 775-4141（代表）





交通機関のご案内：

■青森駅よりバスを利用：東口②・③番のりばから乗車、「文化会館前」で下車、徒歩3分
■青森駅よりタクシーを利用：青森駅観光情報センターそばのタクシー乗り場から約5分

※ご来場の際には、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。
　なお、ホテル駐車場には限りがございます。満車の場合は、近隣のコインパーキングをご利用ください。

◎お土産のご用意はございません。
◎株主総会終了後、株主の皆様との懇親の場を設けておりますので、
　併せてご出席くださいますようお願い申しあげます。

FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915
UD FONT by MORISAWA